

ムにつき五
円

一五二五・三〇

ひまし油及びその分別物

無税

一五二五・九〇

その他のもの

四 その他のもの

(一) 酸価が〇・六を超え

るものうち

米油及びその分別

物

一キログラ

ムにつき四

円二〇銭

別表第二第一五二一・九〇号を次のように改める。

一五二一・九〇

その他のもの

に改める。

別表第二第一五・二二項の次に次の一項を加える。

一 みつろう及び鯨ろう	みつろう	六・四%
鯨ろう	無税	
二 その他のもの	無税	
血 その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び	動物の肝臓のもの	三%
	二 その他のものうち	
気密容器入りのもの		
第〇一・〇五項の家きんのもの		
七面鳥のもの		
二 その他のもの		
一六・〇二		
一六〇二・二〇		
一六〇二・三一		

<p>一六〇二・九〇</p>	<p>(二) その他のもの その他のもの（動物の血の調製品を含む。） 二 その他のもの (二) その他のもの</p>		<p>三%</p>
<p>別表第二第一六〇三・〇〇号中「一 肉のエキス及びジュース</p>		<p>六・四%」を</p>	
<p>「一 肉のエキス及びジュース</p>	<p>六%」に改める。</p>		
<p>別表第二第一七・〇二項中</p>	<p>「一 一七〇二・五〇</p>	<p>果糖（化学的に純粹なものに限る。）</p>	<p>無税</p>
<p>「一 一七〇二・一一</p>	<p>乳糖及び乳糖水 無水乳糖として計算した乳 糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの</p>	<p>四・三%</p>	<p>に改める。</p>

一七〇二・一九	その他のもの	四・三%
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粹なものに限る。）	無税

別表第二第一九〇一・九〇号中「六%」を「四・五%」に改める。

別表第二第一九・〇一項の次に次の一項を加える。

一九・〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクス（調製してあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき 二円
一九〇二・四〇	クースクス	

別表第二第一九・〇五項中

「	一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他こ	れに類する物品	一五%	」
					を

号の次に次の一号を加える。

「	一九〇五・一〇	クリスプブレッド	四・五%	
	一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他こ		に改め、同表第一九〇五・三二
		れに類する物品	九%	」

別表第二第二〇〇一・九〇号を次のように改める。

「	一九〇五・四〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	四・五%	」
	二〇〇一・九〇	その他のもの		
		一 砂糖を加えたもの		
		(一) パイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、 ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ラン ブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア		

、サントル、シュガーアップル、カスターアップル
、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、
レイシ、マンゴー及びマンゴスチン

(四) その他のもの

三・八%
一二%

二 その他のもの

(一) パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン
、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ラン
ブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア
、サントル、シュガーアップル、カスターアップル
、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及
びレイシ

(二) マンゴー及びマンゴスチン

三%

(四) ヤングコーンコブ

九%

— (五) その他のもの — 九%

別表第二第二〇・〇二項の次に次の一項を加える。

二〇・〇三

調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）

二〇〇三・二〇

トリフ

一 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

四・八%

二 その他のもの

五・三%

「 (H) 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

別表第二第二〇〇五・四〇号中

A さや付きのもの

九・六%

を

	B	その他のもの	一二%
	(二)	その他のもの	
	B	その他のもの	一二%

「	(一)	気密容器入りのもの（容器ともの一 個の重量が一〇キログラム以下のも のに限る。）	
	A	さや付きのもの	九・六%
	B	その他のもの	七・五%
	(二)	その他のもの	
	B	その他のもの	六・八%
」			

別表第二第二二〇〇五・五九号の次に次の一号を加える。

二〇〇五・七〇	オリーブ	一	気密容器入りのもの（容器ともの一 個の重量が一〇キ
---------	------	---	------------------------------

ログラム以下のものに限る。）

二 その他のもの

二・七%
四・五%

別表第二第二〇〇六・〇〇号中「一二・八%」を「九%」に改める。

別表第二第二〇〇八・一九号を次のように改める。

二〇〇八・一九

その他のもの（混合したものを含む。）

一 砂糖を加えたもの

(一) パルプ状のもの

一〇・五%

(二) その他のもの

A カシューナット及びその他のいつたナット

五・五%

二 その他のもの

(一) パルプ状のもの

A カシューナット（いつたものを除く。）

五%

B その他のもの

五%

		(二) その他のもの	
	A	アーモンド（いつたものに限る。）及びマカダミアナット（いつたものを除く。）	二・五%
	B	マカダミアナット（いつたものに限る。）及びペカン（いつたものに限る。）	二・五%
	C	ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット、カシューナット及びぎんなんのうち	
		ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット	四%
		カシューナット	五%
	(一)	パール状のもの	
	B	その他のもの	一二%

を